

## 第2回 京都市京町家保全・継承審議会 新築等京町家部会

開催日時	平成31年1月25日（金）午後6時～午後8時
開催場所	大西常商店 大広間
出席者 (委員は、 五十音順)	部会長 高田 光雄（京都美術工芸大学 工芸学部 教授） 委員 伊庭 千恵美（京都大学大学院 工学研究科 准教授） " 内山 佳之（公益社団法人 全日本不動産協会 京都府本部 理事） " 梶原 義和（公益社団法人 京都府宅地建物取引業協会 副会長） " 木村 忠紀（京都府建築工業協同組合 理事長） " 中嶋 節子（京都大学大学院 人間・環境学研究科 教授） " 宗田 好史（京都府立大学 生命環境学部環境デザイン学科 教授） " 若村 亮（株式会社らくたび 代表取締役）
欠席者	なし
議題(案件)	1 開会 2 議題 (1) 新築等京町家のあり方及び基準の考え方 (2) 基準の仕組みと誘導策の方向性 3 閉会
資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配席図</li> <li>・ 資料1 委員名簿</li> <li>・ 資料2 新築等京町家のあり方及び基準の考え方</li> <li>・ 資料3 基準の仕組みと誘導策の方向性</li> <li>・ 参考資料1 最終的な基準（ガイドライン）のイメージ</li> <li>・ 参考資料2 京都市路地再生プラットフォーム会議資料</li> <li>・ 参考資料3 既存建築物の事例集</li> <li>・ 参考資料4 住宅市場の統計情報</li> </ul>

議事の経過	
発言者	発言の内容
	<p><b>開会</b></p>
事務局	<p>定刻になりましたので、ただいまから、京都市京町家保全・継承審議会の「第2回新築等京町家部会」を開催させていただきます。委員の皆さんにおかれましては、大変お忙しいなか、ご出席賜りありがとうございます。</p> <p>それではまず、審議に入っていただきます前に、本日の部会の成立についてご報告致します。本日は、8名の委員の皆さん、ご出席いただいているということで、条例の施行規則第10条第3項の規定によりまして、本日の部会は成立していることをご報告させていただきます。</p> <p>それではここからは、高田部会長に進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。</p>
高田部会長	<p>皆さん、こんばんは。よろしくお願いします。まず、議題に入ります前に、会議の公開について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>会議の公開については、市民参加推進条例第7条の規定により、附属機関の会議は原則として公開することとされています。本日の会議につきましては、非公開情報を取り使いませんので、公開とさせていただきます。本日は、報道機関の方がいらっしゃっている状況でございます。報道機関の皆さん方におかれましては、議題に入るまでの間、撮影許可を致しますのでどうぞよろしくお願い致します。</p> <p>議事録につきましても、後日、公表させていただくことになりますので、事務局で作成した後、また委員の方々にご覧いただくということになりますので、どうぞよろしくお願い致します。</p>
高田部会長	<p>よろしいですか。それでは、議題の方に移ります。</p>
	<p><b>議題</b></p> <p>(1) 新築等京町家のあり方及び基準のあり方</p>
高田委員長	<p>本日は議題が二つあります 「(1) 新築等京町家のあり方及び基準のあり方」と、「(2) 基準の仕組みと誘導策の方向性」の二つがございますが、まず、(1)の方から、資料の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(資料2を説明)</p>

高田部会長	<p>どうもありがとうございました。それでは、いま説明のあった「資料2」と「参考資料1」を中心に、ご意見をお願いします。「参考資料3」については、具体的な話をするときに、参考に使っていただければと思います。特に「資料2」を中心に議論をしていただければと思いますが、どこからでも結構ですので、いかがでしょうか。</p> <p>そもそも、新築京町家政策というのは何をやるのかということに、結局、関わるのですけれども。何をやるかを、どういう枠組みで考えたらいいのかということを、併せてご意見をいただければと思います。</p>
宗田委員	<p>ちょっとと思うのは、京町家が残りにくかった理由というのは、中のご商売とか、中の生活、ご家族の様子も含めて、社会が変わってきた、ということが挙げられます。大店がなくなり、それから、一人暮らしが多くなった。おばあちゃんの一人暮らしやちょっと多すぎるという状況があります。世の中の変化は、すごく大規模に進んでおり、今後、一生独身で過ごす方が、今よりもっと増える事が想定されます。</p> <p>そもそもかわらず、町家に住んでもらおうとしている。これは、暮らしとか、ご商売も含めて、そこにどんな新しいものを入れても、京町家はもつよね。どんなビジネス、どんな家族のかたちでも、どんな暮らしぶりでも、いけるねという、伝統的な古いものを革新的に使うというコンセプトが町家再生なわけです。</p> <p>この部会で議論するのは新築についてですが、この資料を見ると、割とクラシックに、保守的に、コミュニティーを營みましょうとか、保守的に京都の生活文化を守りましょうとかいうような、新築だけど、実は中は保守的という側面があるように見えます。これが、どのくらい市民の支持を得るのか、妥当性があつて、実際に市場のなかで伸びていくのかというところが、結構、難しいなと思います。</p> <p>そもそも、別にどんな商売だろうが、どんな家庭生活、どんな消費者だろうが、木造に関するニーズは一定あるだろうし、京都の町中であるならば、伝統的な意匠で町家風に建てたいというニーズもあるだろうと思います。そのようなハードの部分とは別に、コミュニティーや暮らし方等のソフトな部分を「新築等京町家」としてどこまで求めるのかは、別に考えることかもしれないとも思います。実際、この種のソフト面のことを政策としてやってみると、支持してくださる方は、意外と革新的な人だったりします。</p> <p>つまり、郊外に暮らすような、マンションに暮らすような、子育てをしている普通のご家族よりも、ちょっとロハスだったりとか、結婚しなかったりとか、東京から来たりした人たちの方が、割とこういう保守的なことが好きだったりとか、四季を楽しんでくれたりする。ハード面とソフト面とセットで認定しましょうとか、セットでガイドラインをつくりましょうとかいうことを、大上段に構えていくと、結構、苦しむように感じます。</p>

梶原委員	<p>いま、宗田先生がおっしゃっている、まさにそのとおりで、ご相続を受けられて、その土地を取得された方が、子育ても含めたかたちでの新築をどのようにしようかということを考える。そのときには、やはりコストのことを考えられます。町家の生活文化を良く分かっており、継承していただける方にご相続していただければいいですが、その辺のソフト面を、どこまで縛っていくか、ということになってくるかと思います。</p> <p>現在、土地を所有されている方は、ご高齢の方が多いと思いますが、その方々をターゲットに考えると、なかなか「新築等京町家を建てる」ということにはつながらないと思います。ですので、ご相続される方をターゲットに、相続される方がどう考えるかということを前提に議論すると良いと思います。</p>
宗田委員	<p>直系でご相続された方は、町家を壊して新築する傾向にあるのだけど、手放されて、別の人に入った場合は、町家を残す傾向にあるというのは、はつきりしていますよね。それは、町家を好きで買ったわけですから。</p> <p>また、長男夫婦とか次男夫婦が継いだ場合は、町家を壊す傾向にありますが、長女とか次女とか、女性が相続した場合は残りやすいという傾向もあります。</p> <p>それから、大きな傾向として「参考資料4」の中にも出ていますが、住宅を求める世代の高齢化が進んでいます。</p> <p>60代でこれだけの新築着工があるとなると、バリアフリーとか、老後のことを考えると思います。不自由になっても自分でトイレに行ける家にする事と、伝統的な暮らしを継承する事を比較すると、伝統的な暮らしは負けてしまう気がします。ですので、現実的には、バリアフリーで、車いすでも移動できるけれども、ちょっと床の間風の和風のしつらえがあるとか、玄関に入ったところにちょっと飾り棚があって、そこに季節の飾りが飾れるようにする、などが落としどころではないかと思います。</p> <p>京町家らしい本格的なものがいいとは思いますが、どこかでその辺の妥協策を図らないと普及はしないと思います。</p>
若村委員	<p>既存京町家に住みたいという方もいらっしゃるので、「こういう人は、マッチングにより、いまある町家をうまく活用しましょう。でもこういう人の場合は、こういう新築での京町家もあります」というかたちで、うまく誘導する必要がある気がします。</p>
高田部会長	<p>ほかにいかがでしょうか。今までの議論で、新築等京町家の供給イメージが、人によってずいぶん違うことが分かりました。相続の話もでましたが、どういうシチュエーションで想定するのか。分譲住宅のようなかたちで想定するのか。あるいは、賃貸住宅として考えていくということなのか。</p> <p>それによってずいぶん新築等京町家の在り方そのものが変わってくるということ</p>

	とを、結局はご指摘いただいたように思います。そのことも含めて、ご意見を賜れればと思います。
木村委員	<p>日本の家は基本的に、一切何もない空間です。必要に応じて机を持ってきて、座布団を並べる、床の間も本来、何も飾っていないですよね。</p> <p>ヨーロッパ型の家は、玄関入った途端、博物館です。いろんなものが常に置いてある。日本の家屋というのは全然ない。だから、どっちを求めるかだと思います。</p> <p>ただ、こういうコンセプトでいくと、ちょっとだけ畳があって、床の間とは言わないけれども、ちょっとものを置けるような、そういうものは、やはり欲しいなと思いますね。</p> <p>また、必要に応じて物を持ってくる日本型の家にするには、蔵や納戸が絶対必要になります。</p>
宗田委員	今後、コンパクトシティ政策とか、ストック活用型社会が人口減少のなかで進んでいって、都心回帰が進んできたら、郊外の分譲がだんだん減ってくるので、郊外に町家型の町並みが広がっていくということは、あまり考えにくいのかなと思います。
高田部会長	立地の話も関わるというご指摘ですね。ほかに、いかがでしょうか。
中嶋委員	<p>よろしいですか。前提として、何を議論したらいいのかが、はっきりしていないという気がします。要するに、高田先生がおっしゃったように、どこに向けての政策なのかというのが、共有できていないのではないかと思うので、その点を、まずおぼろげながらでも共有できた方がありがたいなと思っています。</p> <p>あくまでこれは、新築で建てられる方の何割かが、こういうかたちのものをおつくりいただければいいという施策なのでしょうか。</p>
高田部会長	それは、ここで議論する話かと思います。極端なことを言うと、京都市でできる、これから的新築木造住宅は、全部京町家でないといけないという考え方もあるわけです。そうでなくて、ものすごく厳格な基準を満たすものが、少数でもできればいいという考え方もあり得るわけで、それは、ここでイメージを出していただければと思います。
中嶋委員	立地によって違うので、何とも言えないのですが。例えば田の字地区だったりすると、重要なのはやはり、土地の構成というか、どこに建物を配置して、どういうボリュームであって、どういうところに庭を設けるかということが重要になってくると思います。

	<p>その空間利用が連續することによって、町ができるいく。そういう何か大きな町のルールみたいなものは、最低、共有していただきたいと思っています。</p> <p>また、いくつかの段階があると思います。建物の配置があり、建物のボリュームがある。では、どういうボリュームかといったときに、やはり町並みに配慮するような、外観としては町家のかたちを踏襲しているようなものとする。さらにもっと、いわゆる伝統的な京町家を継承するならば、内部の構成がどうあるべきとか、いくつかの段階があるかなと思っています。</p> <p>何かそういうものをもう少し、構造的に考えていく必要があるのかなと思いますが。</p>
高田部会長	おっしゃるとおりです。
宗田委員	<p>敷地があつて、建築類型があつてとか、その先に例えば、木造であるか、非木造であるかということがあります。</p>
	<p>京都市は景観ガイドラインがあるから、町中に建つ場合は、RCだろうが何だろうが一定の基準はあるわけです。それを例えば高さを残して、15メートルあるのだけど、それを2階建てとか、せいぜい3階建てでやる。さらに一歩進んで、それを木造でやるとか。そういう段階に何を乗っけていくかということが、おそらく課題にもなってくると思います。</p>
伊庭委員	<p>私も、ちょっとイメージがちゃんとできていないのですが、例えば、「参考資料1 最終的な基準（ガイドライン）のイメージ」を見ると、いろいろ具体的に書かれているのですけれども、このガイドラインは誰に向けてのものなのでしょうか。「設計してみましょう」と書いてあるところとか、「こうしましょう」とかいうのは、明らかに家を建てる設計とか施工する側の人に向けたガイドラインなのか、お施主さんに向けたガイドラインなのかという辺りは、どういうイメージなのでしょうか。</p>
中嶋委員	<p>ガイドラインを全て守ったからといって、いい町家になるとはちょっと思いにくい構成なんです。例えば、ちょっと畳の場所を設けました、しつらえを設けました、というように足し合わせて、本当にいい京町家になるかというと、そうとは思えない。</p>
	<p>だからやっぱり、そういう全体性みたいなものが、この基準では見えてこない。建物の全体性もあるし、それが集合したときの町の全体性みたいなものを、やはり、つくる方にも分かっていただかないと。いまのガイドラインのかたちでは、</p>

	建物の中だけの話とか、小さなことの積み上げに終わってしまうのではないかと、少し危惧します。
宗田委員	そもそも施主になって、自分で自分の家を建てる人はどれくらいいるのですかね。最近は、基本的には、分譲住宅を買いますよね。
伊庭委員	北海道では分譲住宅を買うという発想が全然ないですが、京都市内ではどうなのでしょうか。
梶原委員	不動産業者が、土地を先に買ってしまうことが多いですね。そこで、自らの利益に合ったものを計画して、それを消費者の方に販売するという、そういうシステムにだいたいなっています。
内山委員	そうですね。親から土地を相続で譲り受け、その家が古くなっているので建て替えをしよう、という場合には注文住宅となります、そのパターンは非常に少ないと思います。
宗田委員	その場合でも大手ハウスメーカー等が取っていきますからね。
梶原委員	そうです。そういうことなんですね。
高田部会長	そういう意味でいうと、本当の意味の注文住宅というのは、もうほとんどないわけです。一般的には、注文住宅のかたちを探っているのだけれども、実際にはそうではないわけですね。それから、先ほど言われたハウスメーカーについてですが、実は京都はハウスメーカーが極めて入りにくいところだったのですが、最近はハウスメーカーがものすごく努力をして、狭小宅地でも建てられるように商品開発をして、進出しています。
	要は、そういうふうにして、必ずしもお施主さんが考えて、それを実現するためにできたものということではない注文住宅が、ずいぶんたくさんあるということですね。
宗田委員	基本的にこれで、大臣認定に加えて京都市認定を取った、これが京都市推奨の新町家ですよというブランドなんかをつくって、普通の商品よりは、200万円か300万円高く売りますかという、そういうレベルで議論していかないと数は広がっていかないですよね。
高田部会長	そういうものもありますが、一方でピュアな木造住宅というのか、建売住宅という領域も現在でもあります。それから、賃貸住宅も。私は、賃貸住宅の可能性

	<p>は、逆に増えていくと思っています。</p> <p>要は、住まい手が発注するのではなくて、事業者が発注して建てて、そこに住まい手がそれを選択して、賃貸で入るというかたちのものも、ある意味では、持ち家化の行き過ぎを振り戻しというのは、確実に起こってきていると思います。</p> <p>そのようなことも市場としては考えないといけないのではないかと思います。本日出た議論は、要するに供給論ですね。どういう供給のされ方をする家について、われわれは考えるのか。あるいは、いろんなことについて考えますというのであれば、いろんな場合に分けて考えないといけないということになってきます。</p> <p>宗田委員　　もう一つ言わせていただくと、都市政策的に考えると、いまの消費者は既にできた住宅を買う、消費者だとします。そうすると、デパートに行って、たんすを買ったりとか、ディーラーに行って車を買ったりするように、皆さん、不動産業者さんから家を買うわけです。当然、消費者として厳しい面と期待があるわけです。</p> <p>そうすると、実は京都の町並みとか、町の環境というのは、市役所と業者さんの間で決まっていて、われわれ消費者は、市役所が少し厳しく介入してくれれば、品質保証をしてもらえるわけです。つまり、京都市の努力で、品質と景観というプレミアムがついて、買えるわけです。</p> <p>だから、景観政策が出た後、「まちづくり100人委員会」で、女性の30代、40代の主婦たちが「これは消費者保護なのですね」と言いました。私たちは安心して、町中の住宅が買えるようになったと。隣に建つマンションもひさしをつけてくれるし、町がだんだんよくなっていくと。それで、安心して住宅が買えるようになったということもあるわけじゃないですか。</p> <p>何が言いたいかというと、その部分で市民の支持を得て、私たち京都市民は住宅消費者として守られているというものだったら支持してもらえると思います。</p> <p>一方的に消費者というか、家を買う人を無視して、きれいな町をつくっていこうとか、われわれがうたったところで、そんなの先生たちが勝手に言っていたみたいな話になって、みんなマンションに、どどっと持っていくかれるだけですよね。一戸建て住宅なんか、木造住宅なんか、見向きもしてくれないということになるじゃないですか。</p> <p>だから、その辺の社会のなかで、どういう住宅供給があるかということを見ていって、誰がどうプレーヤーとして関わっているかということを見ないと、なかなかこういうのは議論だけで終わってしまうと思います。</p> <p>高田部会長　今までの議論をまとめますと、まず供給論の話を組み込まないといけないということ。それから、先ほど宗田先生はじめ、何人かの方が言われた立地の問題も大きいですね。どこの話をしているのかということは、もう少し整理をしないといけないかなと思います。</p>
--	--

	<p>要するに、立地の方も供給の方もそうですけれども、カテゴリーがあると、全部やるのか、あるいは、ある部分について考えるのか、ということを設定しておかないといけないと思います。全部やるとなると、京都市全域を考えるというふうに。ただ、京都市としては、立地については、京都市全域を考えておられるのですね。</p>
事務局	<p>まずは、典型的な町中をベースに基準を検討し、その上で、それを郊外に適用させる場合に、基準のどこが変わらのか、もしくは、共同住宅とか、木造以外の住宅というのも対象に考えているのですけれども、その場合には、どこが違うのかというように、町中をベースにそういうところまで設計できるように考えたいと思っています。</p>
高田部会長	<p>私は、新築等京町家を考える上で、連担のルールが非常に重要だと思っています。つまり、何のために新町家を考えるかというと、既存町家の保全・継承政策を一方でやっていますが、それだけでは、生活文化の継承の発展は難しいということが、ある意味で分かっているからです。</p> <p>要するに、既存町家が残っている地域で、既存町家以外のところに、町を埋めしていくこまの一つとして、新築等京町家というものをつくっていく。</p> <p>そのときに、連担のルールは継承している、つまり、町をつくるエレメントとしての町家というものができているのだけれども、その中身は、もう少し多様なものがある、そういうことは、一つの考え方としてあり得るのではないかと思います。</p>
宗田委員	<p>町家っぽい意匠があって、格子がついていないといけないとか、瓦が乗っていないといけないとか、そういうことを中心に建物そのものの基準をつくるということではなくて、町のなかでの立ち振る舞い方というのか、そういうことについての新町家の意味合いを考えると、どこに建つかによっても基準が変わってきます。表屋造りのところには、やはり表屋造りを建ててほしいし、少なくとも、庭の横には庭をつくってほしい。家の横には家をつくってほしいという、最低限のルールを継承してほしいと思います。</p> <p>要するに、新築等京町家の意味合いとは、もう一度京都の町を再生していくということだと思います。</p> <p>そこは、先生のおっしゃるとおりだと思います。つまり景観政策があるのだから、景観規制のなかで、市場原理で進んでいくわけです。そこにもう一步踏み込んだ厳しいルールをつくることは難しいので、それをリードしてくれるような、優れたレベルのものを新町家として供給していく。それが少し広がってきたら、みんな、これはいいなということになって、庭をそろえるなどの話になる。そういう優れた建築がじわじわと広がってくる。だから、規制をして追いかけてくる</p>

	<p>やり方と、いい例をつくって引っ張っていくやり方。プル型とプッシュ型とあつていいと思います。それでも、それは物的なハード面の話であって、そのなかで、どう暮らすかまで求めるのは難しいのではないかと思います。</p> <p>だから、そのときに、せめて言えることは、一歩進んだ建築ルール、町家のルールで建てたら、みんな仲良く暮らせますよ、という部分をどう訴えるかですよね。隣近所が仲良くなるようななかたちの家ですよということなのだけど。</p> <p>ただ、それ以上踏み込んで、お行儀よく暮らさないととか。お茶をたてないととか、お花を飾らないと町には住めませんよということを踏み込んで言ってしまうと、どどっとお客様は逃げていくというのものなので。その辺、生活文化といったときの難しさがあると思います。</p>
高田部会長	<p>連担のルールというのは、各住宅が我慢をして公共の利益に貢献するという話とも言えないわけですね。ルールを守ることによって、自分の利益に、例えば、ケラバを重ねるというのは、敷地を最大限に利用することができるということと一体なわけです。</p> <p>だから結局は、住宅の敷地の利用を最大化するという利益を獲得するために、ルールを守ることです。庭が連担しているとか、家が連担しているというのは、限られた敷地のなかで、極めて小さな空地を連担させて、全体として町としての環境条件を整えることが、結局は各住戸にとって利益がある。そういう相互性のなかでなり立っているものが連担のルールということになります。</p> <p>そのルールを守るだけでなく、その実現の仕方を最大化するということを、ずっと蓄積してきたのが、私は京町家の最大の特徴ではないかと思うので、それを町として、やはり再生できるものとしたい。だから、既存の町家と共存できるということが、非常に新町家にとって大事ではないかと思います。</p>
宗田委員	<p>そのとおりなのですが、実際に京町家を再現するのは、結構難しいと思います。昔のように大店のだんなが、一括でぱっと町をつくってしまえばよかったのだけど、いまはばらばらな小口で家を買うわけですから。そこで、お客様を説得して、10軒分まとめて売るなんていったら、そもそも10軒分の土地が手に入らないという現実があります。</p>
高田部会長	<p>そうです。1軒1軒に対して、そういう誘導ができたとしても、それが並ばなかつたら、その方の利益にはすぐにならないという問題があるわけです。</p>
宗田委員	<p>2軒、3軒あって、仲良くしているのを見たら、じゃあ、隣につくる人も、うちも仲良くさせてもらおうとか思いますね。</p>
高田部会長	<p>だから、つながってくる。景観も同じですけれどもね。そういう連担のルール</p>

	というのは、なかなか難しい面もあるとは思いますが、新町家の意義の、少なくとも一つの話ではないかと思います。
宗田委員	そういう小さな改善があって、ぱっと大きく普及していくような。小さな改善、大きな普及。そういう工夫があることで、高田先生がおっしゃっているような京都の本来の町の仕組みを取り戻してくるという、そういう戦略だと思います。
梶原委員	本当は、われわれみたいな不動産事業者が、ここの一「参考資料2」にあるような、いわゆる路地とか細街路を、京都市さんと一緒にあって、再開発して、こういう新しい京町家の分譲がしっかりとできるようなモデルができれば、一番いいですけれどもね。
	そこを建て売りとして供給できて、買い手さんが納得して生活文化の継承ということになれば。ただ、そうなると、細街路の「建築基準法」の問題を緩和していただく必要もでてくると思います。
事務局	(参考資料2を説明)
高田部会長	いかがでしょう。
宗田委員	今後、都市のスポンジ化が進んでくるに従って、京都の都心でも10年、15年くらいの間に、かなりの数の空き地、空き家が出てくるわけです。それを活用していくために、このメニューはすごくいいと思います。
	1戸の空き地、空き家だったら活用の仕方がないけれども、市が種地を買ってくれて、事業を誘導してくれて、事業者の方と一緒にやっていけば、絵が描きやすいですよね。10年、15年くらいの計画で、順番に建て替えていけば、事業者としても、ここに関われば10年分の仕事があるわけです。
	いわゆる町の更新が進んでいけば、長屋とか町家とかを再生しつつ古いのは残していくけど、そのうち半分が新築京町家になってくるというフレームだと思います。とにかく、空き家対策として、こんないいことはないです、使ってくれますから。
梶原委員	それとやはり、そういう路地の奥には危険建築物と称される、もう倒壊寸前のものがたくさんあるんです。これは、所有者不明であるという事例が結構あります。
宗田委員	だから、国のはうで、所有者不明土地に関する行政の介入の方法が法整備されました。行政が、当面、所有者不明土地を使っていいとして、その後、もし裁判を起こされて、本当の所有者が見つかったら、そのときの補償金をこれだけ払う

	とかいうことまで法律で決まっています。
高田部会長	<p>物理的な設計とか計画はいくらでもできますし、それから、こういうところに木造の賃貸住宅があると、その需要はものすごくあると思います。</p> <p>所有者不明土地の問題は、本当にネックになるので、そこを何とか、もう少し行政が積極的に介入をするということをやっていただけだと前に進むと思います。</p>
梶原委員	<p>それと、京都は、地籍調査については、47都道府県でワースト1なんです。一筆調査のため、道路明示をして、民民の境界確定して、初めて一つが完成します。</p> <p>そこで、道路明示から先にしたらどうか、という提案を、この間、国交省まで、話しに行ってきました。そうすると、国交省もやはり同じ方向性でした。全国的にも、災害のときに復旧・復興をするためには、やはり官民がきちんと分かっていないとできないということなんですね。</p> <p>ただ、国交省がそのラインを認めても、今度、法務省が等級はどうするかということになってきますので、実務的にはなかなか難しいです。</p> <p>それがきちんとできると、おそらく京都市の持っている細街路も、京都市所有であったり、官が持っているところがたくさんあるので、そこを先にきちんと定めると、隣接した土地の所有が誰なのか、ということになると、所有者不明の方もあぶり出せるのではないか、と思っています。</p>
高田部会長	私道の非常に複雑な仕組みの問題もあるのでしょうか。
梶原委員	私道は、持ち分10分の1でも持たれていたら、その方の承諾がないと、いわゆる掘削であったり、そういうことがなかなか難しいです。
高田部会長	所有権はなかなか動かせないとしたら、もうちょっと私道のコミュニティー管理というのか、あるいは、そこに何らかの行政が関与して、公的な管理をしていくということがもしできるのであれば、だいぶそこは動いていくと思います。
内山委員	例えばですけど、小さな都市計画や、区画整理みたいなことをやってもらえた、いいと思います。ただ、そうなると京都市がお金を出したり、いろんなことをしていかないと駄目なので、そういう方法もありますが、その予算は、厳格な新築京町家を残していく事業に補助金を出す方が現実的な気がします。
中嶋委員	具体的な場所がある程度あって、それなりに事業化ができそうな場所の見込みがもしあるとするならば、この新築等京町家の施策と一緒にになってできると良いと思います。新築等京町家の基準から入るのではなくて、実際のプロジェクトか

	ら入るというのも、非常に分かりやすいと思います。
高田委員長	<p>もし、そのプロジェクトを一般化するとしたら、いま、こういうものについて、市がちゃんとして。その単体もあれば、こういう町づくりもあれば、ルールづくりだけだったりとか。そういうものについて、何らかの審査をして、全部いいとか、悪いとか。</p>
宗田委員	補助金を出すということですね。
内山委員	京都市にインセンティブを。
木村委員	<p>補助金については反対です。あくまでも個人財産なので。市民が払った税金をどう生かすかというときに、あまり大きな補助金を打つと、ある一定の人のみが得をする。それは、行政ではないと思います。</p> <p>また、補助金をもらうためだけに悪質な仕事をする業者もいます。</p>
宗田委員	最初のいくつかを、補助金を入れてスタートしてもらわない限り、この問題は動かないのではないかでしょうか。
高田部会長	内山委員が言われたのは、所有者に補助金を出すのではなくて、その調整者に補助金を出すということですね。歯車を動き出させるために補助を打つという考え方ですね。
木村委員	動かそうと思っても、ちょっとの金額では動かないのではないでしょうか。30万、50万、100万くらいで、実際にやろうかという気になる人がどこまでいるか。
事務局	<p>少し補足させていただきます。先ほど、ミニ区画整理というお話もありましたが、直接行政がミニ再開発的な、区画整理をやるということは、なかなか財政的に厳しいとい状況であり、考えておりません。いま、ここで打ち出しているのは、種地については、一部、取得や寄付受けをしていく、ということを考えています。</p> <p>あとは、先ほどもありました所有者不明の空き家や空き地といった問題については、民間の方でもなかなか、それがネックになっており入りづらいという問題がありますので、そこは、市でも協力していくことを考えています。</p> <p>また、具体的の価格の話は、個別に民間事業者さんと地権者さんとでやってもらうしかないのですけれども、最初の大枠賛成のようなところについては、行政が住民の合意を取ってくるという支援をしようと考えております。</p> <p>そういう間接的な支援や、あとは建築規制的にも、例えば、今でも建築基準法第43条のただし書き許可制度や、連担建築物設計制度などがあるのですけれども、</p>

	<p>そういうものについて、一定の要件をかけた上で柔軟に対応していくということも考えられます。</p> <p>そういうかたちによって、民間事業者の方々が、計画に沿った取り組みができるようにしていくというのが、いま、行政の考えている支援ということです。直接、補助金を打つ、ということは、いまのところは考えていないということです。</p>
中嶋委員	<p>土地を全部同じ事業者さんが持つていらっしゃったら、やりやすいですが、いまのお話だと、なかなか全部を調整してというほど、事業者さんが意欲的にできるかどうかというの難しいように感じます。</p>
内山委員	<p>それに相続がいっぱい発生しており、登場人物がたくさん増えて、複雑になると難しいです。</p>
高田部会長	<p>一人でもやらないと言ったら、全部が駄目になる。そういうリスクがあるのでね、こういう事業は。</p>
中嶋委員	<p>お寺さんが持つていらっしゃる土地とか、大地主さんの土地とか、ないでしょうか。</p>
事務局	<p>そういうこともあるので、いま、民間事業者さんも一緒に会議のなかに入つてもらって、意見を伺いながら議論しています。</p>
宗田委員	<p>そこに、この審議会の部会としての、新築等京町家の要件を入れられるとよいと思います。さらに、建築の部分でも何か補助金が出るとするとよいですね。これは、密集市街地の方のプロジェクトの話なので、我々の町家のプロジェクトとしても、何かもうちょっと乗っかっていけば、高田先生がおっしゃっているような、京都の伝統的な建築ルールとしての町家とか、長屋とかいうような、町家の生活文化というものが再生できるかもしれない。二重、三重に価値があるということがいえます。</p>
中嶋委員	<p>事前説明のときに、この新築等京町家に対して助成を出すということではないと伺ったんですが、どのような誘導策やインセンティブの考え方があるのでしょうか。</p>
事務局	<p>それについては、次の資料3で説明させていただきます。</p>
高田部会長	<p>では、今までの議論について、ひとまずまとめます。いずれにしても、本日審議いただいた枠組みは、もともと皆さんから、いろいろな視点の御意見をいただ</p>

	<p>いていることを反映して、非常に複雑な構造になってしまっています。やはりこういう制度をつくる議論としては、もう少し論理的に、きちんとした理屈をつくりらないといけないと思います。それが、いまのところまだ、中途半端な感じがするので、次回もう1回、これは議論した方がいいと思います。</p> <p>そのときに、物の話や、空間の話の問題だけでなく、先ほど出たような供給の仕方の問題や、立地の問題についても考えないといけない。それから、建物とまちとの関係の議論のなかで、官民の話もありますが、町づくりのルールの話は民民の話なのですね。その話もきちんと組み立ての中に入れておかないといけないと思います。</p> <p>それから、先ほど宗田先生から話が出たような、使い方の問題や、マネジメントの仕組みの問題、時間軸に関わる話、今これがどうなっているかということではなくて、これからそれがどう使われるかとか、どう管理されるかといった、そういう発想というのも、必要になる可能性もあります。</p> <p>本日の議論で、より話が拡散したように思いますが、要するに、そういう考えなければいけない視点というものを、もう一度整理して、それを構造化するということをやる必要があるということです。少なくとも、今日の話を聞いていると、全部を満たしているものが新築等京町家だという話ではない、ということになると思います。そこは、次回、もう一度、議論してはどうかと思います。</p>
中嶋委員	<p>1点だけ。左下のところに、現代の生活ニーズというのがあるのですが、そのニーズというのを配慮するだけではなくて、やはりニーズに応えていない家は駄目だと思います。ですので、現代的なニーズは何なのかというのを理解した上で、現代の町家を話さないといけないのではないかでしょうか。この現代的なニーズをどう、町家と整合させていくか、そこの視点は、普及させる上では、非常に重要なのかなと思います。</p>
高田部会長	<p>ニーズだけでなく、現代的な価値や、住まい、町、そういうことに関わる暮らし方の問題の、今後のあり方といった議論は、やはりこのなかでやらないといけないと思います。</p>
宗田委員	<p>先ほど、これから借家が増えるかもしれない、高田先生がおっしゃったようなことも、可能性としては大きいですね。</p>

	(2) 基準の仕組みと誘導策の方向性
高田部会長	それでは、「(2) 基準の仕組みと誘導策の方向性」について、資料の説明をお願い致します。
事務局	(資料3を説明)
高田委員長	中嶋先生から先ほどご指摘があった誘導策について、ご審議いただければと思います。
宗田委員	<p>一番上の「基準の仕組みと誘導策」に関しては、先ほどの細街路の話がぴったりくるわけです。あれほど高い公共性を持った施策の存在理由はないと思います。</p> <p>供給数の把握をするために、事業所登録をするとか、アンケートを採って、型式認定をやっていくとかいうのは、すでに景観政策で市の認定を受けたハウスメーカーさんのものとかがあります。さらにそれをやっていくという一連の流れは、平成の京町家の事業の上積みとか、はみ出しとかいうかたちでも展開できるのではないかでしょうか。そういうことはもちろん、やる必要がないとまでは言いませんけれども、産業振興政策のようなことだと思います。</p> <p>それに比べたら、いまの袋路の話は、まさに都市再生をしていく上で極めて重要であって、市民の安心・安全をどう守るかという、都市計画としては、いろんな事業のなかでも一番グレードの高いものであると思います。また、空き家・空き地対策であり、相続問題の解決策でもあるということなので。</p>
梶原委員	<p>いま、路地の奥にお住まいになっている方というのは、家賃統制令の前から住まわれており、一般の相場ではない借家といいますか、賃貸でお住まいになっている方です。それが相続していくのですね、実は。</p> <p>そのところも、解決していかないといけない一つの問題であると思っています。その数というのは、結構な数であると思います。</p>
高田部会長	いまのような話は、重点エリアの一つにしていくと考えるのでしょうか。たぶん、重点エリアを設け誘導するというのも、現イメージは都心部の田の字地区を考えて想定したものだとは思いますけれども、そういうものもあってもいいと思います。そういうあんこの部分が、もう手をつけられなくなっているようなところを重点エリアとして指定していくって、それについて、一種のコンペのような、提案を求めるという、そういう事業も一つですね。
宗田委員	それはいいですね。そうすれば、市と一緒に組んで、市もお金を出してやっていくということもできますし。ほかの銀行とかからお金を出してもらうような仕

	組みを採ってもいいかもしない。
中嶋委員	私は、重点エリアとしては、町家が集積しているところとして、京町家条例の地区指定のイメージを持っていたのですが。
高田部会長	それが、一番素直な解釈だと思います。
中嶋委員	京町家が集積しているエリアと、密集エリアということですね。
高田委員長	また、もっとほかにもあるかもしれません。
宗田委員	ぜひ細街路を重点エリアとして、ここで新築等京町家が使えると素晴らしいなと思います。
高田部会長	あと、いかがでしょう。伝統工法の話はいかがでしょうか。
木村委員	伝統工法は、あまり無理に進めていくのではなく、ある程度型式認定的なことを考えているのであれば、伝統工法に関しては、型式認定をとれば、ややこしい分厚い計算書が要らなくなるようにしてほしいと思います。
高田部会長	<p>それもあります。また、ユーザーの立場からすると、在来工法と伝統構法は、市場で対等に戦っていないわけです。伝統構法の方は、時間もお金もかかるようになっていて、最初からフェアな戦いにはなっていない。だから、使われないわけです。これがフェアになったら、それは伝統構法を選択する人も出てくると思います。在来工法は在来工法の特性があり、伝統構法は伝統構法の特性があります。今の市場では、そういう特性に応じて、消費者が選択できるという状況になつていません。</p> <p>やはり、それはフェアな状態にしておくべきです。それができるとしたら、私は京都しかないのではないかと思います。</p>
	<p>だから、私自身は伝統構法のある意味で保護政策を、結果として採るべきだと思っています。それは別に、保護するためではなくて、フェアな状態に、選択可能な状態にするために、そういうことをやらないといけないのだと思っています。非常にアンフェアな状態でこういうものをつぶしてしまうと、将来、伝統構法という選択肢がなくなってしまうという、取り返しのつかない状態になってしまいます。</p>
木村委員	たぶんこれは、学会の問題が大きすぎると思います。伝統構法に関しては、どうしても国交省は否定派なんです。

	<p>阪神淡路クラスの地震が京都市内で起こった場合、ある程度の伝統的な建物は残るのですけれども、在来工法の建物で、狭小間口であれば、たぶんつぶれる方が多いと思います。ですので、京町家というイメージで、先ほどからいろんな条件が出ていますが、例えば、通風や庭とか、そういう条件設定のものを在来工法でつくると、壁がなくなってしまうので、もたないです。ですので、逆に言うと、壁しかないような家をつくったら、京町家ではなくなります。</p>
高田委員長	<p>ですので、大きな災害が来たら、ある程度何らかの被害があるというのはやむを得ないと考えるところからスタートするような考え方と、そうでない考え方とがあります。やはり、価値観の違いというのがあるわけで、それは、いまの時代のなかで特定の価値観に立つというのではなくて、やはり、いろんな価値観を想定した上で施策というのは講じられないといけないと思います。一方的な議論というのは、やはり、非常にまずいと思います。</p> <p>それから、戦前は家起し屋さんというのもいたわけです。阪神大震災のとき、倒れたからもうおしまいだと、言われましたけれども、それは、京都的な発想で言うと、そんなこともない。「倒れたら起ししたらええやん」と。実際に、伝統工法のものは、そういうことができたわけです。神社仏閣は、当然やりましたけど、住宅だってできるものはたくさんあったのに、全部壊してしまったのですね。</p> <p>だから、それはやはり、ものの考え方の違いです。われわれが受けてきた教育でも、そういう教育を受けてきたのですが、もう一度、次の世代へどういう情報を伝えるべきかということを考えたときは、減災思想というのも、一つの価値観としてあり得るのだということは伝えないと、私はまずいなと思います。</p>
宗田委員	<p>いま、こういう議論をしていて、京都で本当に震災が起こったときに、それをどのくらいできるかですよね。せめて景観重要建造物は、引き起こすなど。それはまさに、われわれが試されているわけですね。</p>
高田委員長	<p>本当は、普段から傾いたやつを起こすくせをつけておいたらいいのでしょうかけれども。そういう発想も、完全になくなってしまったわけですね。</p>
中嶋委員	<p>家起し屋さんと曳家さんというのは、大工さんのお仕事ではなくて、専門業であったわけです。</p> <p>阪神淡路のときも、宝塚の粉浜という古い集落ですが、あそこの町家は立て起しました。でも、地域にいらっしゃらなくて、静岡かどこかだったか、あちらの方から呼んできて、本当に家内工業でやっていらっしゃいました。</p>
高田部会長	<p>阪神大震災のときに来ていた鹿児島の家起し屋さんが、今度、東日本のときも行ってはりましたね。だからやっぱり、そういうのが地元で調達できにくくら</p>

	いの状況に、いまはなっている。考え方として、倒れたら起こすというようなこと自体がなくなってきたている。
宗田委員	倒れたら起こすのは立派な保存なので、そのことは、ちゃんとわれわれのノウハウとして持っている必要がありますね。通常の文化財修理だけではなく、文化財防災としては、立て起こすというのは、とても大事なことなので。もうちょっとシステム化したいですね。
伊庭委員	伝統構法ですけれども、新築等京町家は、新築住宅を対象にしているということなので、おそらく省エネ基準がかかってきてしまうと思います。住宅の省エネ義務化は、2020年よりもっと後になりそうという話にはなっていると思いますけれども。 ただ、気候風土型だったら、省エネ基準を満たさなくていいというルートがありますので、そういうのを使って、省エネ基準や断熱など関係なく、伝統構法の地震に強いところとかを生かした建物をつくっていくという方向性になるのでしょうか。
高田部会長	それはまずいということでしょうか。
伊庭委員	いえ、そういうのがあってもいいと思います。技術の継承ということで言うと。伝統構法に断熱とか気密とかいうことを入れていけば入れていくほど、たぶん伝統構法のいいところがなくなってしまっていってしまうと思うので。そういう意味では。
高田部会長	程度問題だと思いますね。
伊庭委員	程度問題だと思いますけれども、伝統構法の継承を考えるときには、新築住宅なので、そういう縛りが今後、必ずかかるだろうなということです。
事務局	いま、おっしゃっていただいた省エネ基準を満たせない住宅については、一部、気候風土適応住宅として、認めることができるのですけれども、まさにそこは、住宅政策の方で考えているところです。例えば、土壁を使ったり、柱表しあしなどをしたときに、やはり省エネ性能的に不利な部分もあるので、そういうところは、一部、気候風土適応住宅としてもいいのではないかという議論もあります。
伊庭委員	何軒くらいまでなら認められるのでしょうか。おそらく50軒も100軒も認めるような話にはならないのではないかと思っています。

高田部会長	<p>国のこの間の動きを見ていると、要するに規制を緩和するということではないでしょうか。2020年の規制を住宅について緩和するという、結局、そういう話に落ち着いたという感じがします。</p> <p>だから、地域性とか、自然との調和をどうするかということについて、何らかの問題を解決して、省エネの制度が、レベルの高い制度ができたというよりも、均質な、大ざっぱな制度を、ちょっと合わないところを緩和して納めたという、着地の仕方だったと思います。</p> <p>だけど、それでいいのかという話は、引き続いて、私は議論しなければいけないと思います。京都市では、やはり京都の気候風土適応型住宅の在り方というのを、もうちょっとやっていただきたいと思います。</p>
中嶋委員	伝統工法には住みたいけれど、ユーザーとして考えると、すごく素直な話として、寒いのは嫌ですし、壊れるのは困ると思います。
木村委員	例えば、寒いのは嫌だという場合、これは床暖房が効果的です。
伊庭委員	床暖房は快適ですが、エネルギー消費が大きいので、本当に上手に設計しないと、電気代なり、ガス代なりがかかります。省エネという観点でも上手に取り入れる必要があります。
中嶋委員	伝統構法に助成金という誘導策については、よりもっと伝統構法が一般化する方法を目指すことはできないか、というのは思います。
高田部会長	職人の話も、ものすごく危機的な状況です。国勢調査の結果を見ていても、畠屋さんがいなくなるんだということが、具体的に数字で出ているし、左官もそうだし、大工さんもそうです。
木村委員	京都は材木屋が結構あったのですけど、20年ほど昔に、ある材木屋さんが、いまの材木屋を5軒に1軒にしないと、材木屋として生きていけないと言っていました。確かに、いまはもう、昔のころから比べると5軒に1軒くらいになっているかもしれません。畠屋も一緒です。
高田部会長	選択肢そのものが、もう物理的になくなっている状況です。それが要らないものだったら、それは自然になくなるのだということでいいのですけれども、何か制度のゆがみとか、何か全体の社会のゆがみからそういうことになっているのだとしたら、選択肢がなくなるというのは、非常にまずいことだと思います。
宗田委員	そんなご心配にならなくても、まだ、なくならないのではないかと思います。

宗田委員	<p>迎賓館や名古屋城など、いま、ああいう木造の大型の建造物の復元、文化財の修復費用が、また増えてますよね。</p> <p>それと、和食ブームが結構ばかにならないです。世界中で和食レストランが非常に増えていて、新築の木造とか、畳とかを結構使うんです。いろいろ工夫しながら、高気密・高断熱でなくて、古い建物を使うのが好まれます。高気密・高断熱だと炭を使えないので、炭の炉の上で、ちょっと魚をあぶるおいしさみたいな、香りで攻めたいとか。われわれ、町家を見ていくと木造はなくなるように見えるますが、実は、日本全国でいろいろな業界で活用されていますから、まだ、出番はいっぱいあると思います。</p>
木村委員	<p>なくなりはしないとは思うのですけども、極端に減っています。だから、ちゃんとした後継者が育っていないというのが、一番怖いですね。</p>
高田委員長	<p>今の学生は、マンションで生まれて、マンションで育って、家に座布団がないとか、座布団の座り方が分からぬというのがもう普通になってしまっています。</p>
中嶋委員	<p>い草の匂いは、臭いと言う人もいます。</p>
高田委員長	<p>それから、畳が不潔だという人がいるのですね。拭いたらきれいになると思うのだけども、染み込むと。フローリングだって染み込むじゃないですか。</p>
宗田委員	<p>何が不潔かというのは精神的なものですからね。アルコールで拭きますかという話になってしまいます。</p>
高田委員長	<p>やっぱり、学生とか子どもが悪いわけでなくて、何かそういう環境をつくった人が悪いですから。そのような環境をわれわれはつくってきたんだというこの方が問題だなと思います。</p> <p>そういうことも含めて、誘導策のイメージというのは、何か具体的な地域を決めてモデルプロジェクトを誘導する。それを、補助金を出すのがいいのか、コンペをするのがいいのか。何かいろんな施策を講じてやるイメージでしょうか。</p>
木村委員	<p>重点エリアをどこか、細い行き当たりの路地みたいなところで、可能な場所を一つ選んで、2軒ほどつぶして、道を抜いてしまうことで、周辺の家が建替えるようになる。そういう条件をつくるのも一つかなと思います。</p>
高田委員長	<p>いざれにしても、事務局でつくっていただいた現イメージは、何か基準を決めて、それに適応するものを京町家と考えようというストーリーになっているのですが、本日の皆さんのお話は、何かまず、特定の場所で何かイメージをつくって</p>

	みて、それを、これはどうでしょうかということを重ねていって、新築京町家の基準や誘導の在り方が決まっていくという議論をしていただいたようにも思います。
中嶋委員	もっと長い誘導策では、先ほど、若者たちとか、家を建てる世代の人たちが、こういうところが汚いとか、あるいは、寒いとか、壊れるとかいう話しがありました。ハウスメーカーが、何回揺れても壊れない家とかいうのを、宣伝しているのと同じくらい、やはり町家の良さというか、それを長い誘導策としては、やはり教育に入れていかないといけないと思います。いくら供給のときだけ町家ですよという話をしても、たぶん理解をしていただける方が少ないとと思うので。その辺は、非常にロングスパンの誘導策として、ぜひ、考えていただきたいなと思います。
内山委員	例えば小学校が統廃合になって余っている土地に、いまおっしゃっているような京町家のモデルハウスをつくって、教育の一環にも取り入れながら、もっと皆さんに知っていただくようなことをやっていったら、もっと分かりやすくなるのではないかと思います。
高田部会長	今まで、いろんな提案があったとおり、全ての小学生が町家体験をしているというのは、京都だったらそれくらいしてもいいのではないかという話は、何度も出ていますね。それが、大阪だったら住まいのミュージアムで、ほとんどの小学生が町家体験をしているにもかかわらず、京都の小学生はごく少数なわけです。
中嶋委員	やはり、見るだけではなく、お泊まりがいいと思います。
木村委員	それは、先ほど言わされた小学校の空き地になっているところで、一つつくったらよいのではないかでしょうか。当然そこには、給食施設もあるし、食事もみんなで一緒にするというのが、非常に大きな意味があると思いますし。
若村委員	この間、うちの町家に、福岡の中学生が修学旅行で来たのですが、ふすまがない家に住んでいる子どもたちもいて、初めてふすまを開けるとか、畳に寝転がる子がいるんですね。たぶん、寝転がった経験がない。それでお庭にも、やはりはだしで下りていきますしね。だから、いろいろ感じることがあって帰ってもらっていると思うので、やはり、そういうのが教育になって、いつかそこに思いをはせて、そういう建物を建てようとかいうことになるのかなと思いますね。
高田部会長	感性が残っている間に、そういう体験をするとよいですね。

若村委員	そうですね。やっぱり体験をしていないと、選択肢の一つに、それが入ってこないと思いますのでね。
高田部会長	<p>今日の話をまとめるのも、なかなか難しいですが、（1）も（2）もそうですけれども、いまのような議論も踏まえて、もう一度、再整理をした方がいいかなと思います。また、あまり結論を急がないで、議論の整理をしていただいたらいいと思います。</p> <p>それでは、時間が来ましたので、今日の議論を踏まえて、もう一度、事務局の方で整理をしていただくということでお願いします。それ以外にも、何か思いつかれたり、考えられたりしたことがあれば、ぜひ、事務局の方に連絡をいただければと思います。</p> <p>それでは、議事としては以上とさせていただきたいと思いますが、事務局から、第3回の日程について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>次回ですが、事前にメールで調整させていただいておりますとおり、3月14日、木曜日の18時から20時ということで、皆さん、よろしかったでしょうか。</p> <p>場所はまた、どこか町家の会場を考えております。</p> <p>なお、次回は年度内でいうと最終になりますので、中間とりまとめというかたちで整理をさせていただきます。</p>
高田委員長	<p>ただ、これを施策に落とすアイデアとしては、もう少し練らないといけないと思います。あまり単純な話ではない気がしますので、その辺りも次回議論をさせていただければと思います。</p> <p>では、閉会ということでよろしゅうございますか。ありがとうございました。</p>
	<b>閉 会</b>
事務局	それでは、第2回の新築等京町家部会をこれにて終了させていただきます。どうもありがとうございました。
全員	ありがとうございました。
	以上